

新千里東町地域自治協議会 防災委員会

10 月 25 日（日）東町防災訓練について（お願い）

東町地域自治協議会の活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

今回、当防災委員会は、予想される巨大地震に備えて、3 回目の東町総合防災訓練を実施します。各自治会（管理組合）において、この防災訓練で一人でも多くの方に様々な防火・防災体験をして頂きたいので、多くの方のご参加をお待ちしています。

本年度の防災訓練は、以下の 3 部構成で実施しますのでご協力下さい。

1. 安否確認訓練（9：15～）

- （1）豊中市災害時要援護者安否確認事業（校区福祉委員会が実施してきた事業）に定める安否確認訓練を行います。…安否確認システム；添付図ご参照
- （2）安否確認の対象者（要援護者）は、高齢者、要介護者、障害者等で災害から自らを守るために、家族等による支援が受けられず、他者の支援がなければ避難できない在宅の人で、市に登録した人です。
- （3）安否確認は、民生委員と避難支援者（以下協力者という）が行いますが、協力者が不足する自治会では、新たに協力者を募集しますので協力ください。
- （4）安否確認訓練は、事前に要援護者と協力者に日時を予告して行います。
- （5）安否確認結果を集計して、校区福祉委員会が災害対策本部に報告します。

2. 避難訓練（9：45～）

- （1）自治会長、協議会理事などが避難誘導のリーダーになり、自治会名を示す表示を掲げ、防災訓練参加者を引率して避難します（市指定の避難者名簿を作成）。なお避難者に、上記 1 で安否確認した要援護者は含みません。
- （2）車椅子利用者など災害弱者の避難誘導についても考慮してください。
- （3）巨大地震発生時等において、小・中学生は防災活動の助っ人として期待できます。今回の防災訓練に参加してくれる小・中学生を歓迎してください。
- （4）災害対策本部（東丘小学校）に到着したら、避難者名簿を提出します。

3. 防火・防災体験訓練（10：15～）

- （1）避難完了時に、災害対策本部が訓練のための班分けをします。以降は指示に従って体験（訓練）に参加してください。
- （2）東町地域自治協議会は本年度から豊中市自主防災組織として認定されましたので、自治会での防災訓練で体験出来ない訓練も用意されています。以上

理事の皆様：防災訓練参加予定数を 10 月 19 日（月）までに東町交流室にご報告ください。